

**令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨にかかる災害に伴う
被害を受けた方々への支援について**

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

石川県：金沢市

鹿児島県：薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市

山口県：宇部市

**熊本県：熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、
玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代郡氷川町**

[令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法の適用について【第8報】](#)

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

2025年8月12日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以上